



教政第224号  
平成30年6月1日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における働き方改革について（通知）

県教育委員会では、21世紀を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくため、「学校における働き方改革」を推進しています。

その一環として、平成29年11月8日付け依頼文により、各県立学校長に対し、「まずはできるところから着手する」という考え方のもと、学校閉庁日の試行や運動部活動の指針に沿った休養日等の徹底などの取組について、保護者、地域住民及び関係団体等の理解を得ながら進めていただいているところです。

文部科学省では、生徒指導や進路指導に加え、補習指導や部活動に関わる時間が長く、授業準備等の時間の確保が難しい状況にあることから、運動部活動のガイドライン作成や専門的な人材の参画など、更に取組が進められています。

本県においても、家庭と地域と学校のそれぞれの役割を確認し、相互に協力して児童生徒を支え、育んでいくため、県教育委員会、県公立高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会が連携し、学校における働き方改革を更に進めてまいります。

つきましては、別添1「県立学校における働き方改革に向けた御理解と御協力について」を保護者の皆様に配付し、周知していただきますようお願いいたします。

また、別添2「県立学校における働き方改革のためのメッセージ」につきましても、職員室等に掲示するなど、教職員に対する周知と取組への推進を併せてお願いいたします。

県教育委員会としては、県全体で働き方改革への取組を進めていきたいと考えており、今後、各学校における進捗状況の把握を予定していることを申し添えます。

<問合せ先>

熊本県教育庁 教育政策課

教育企画班（学校改革PT）

担 当：梶原、宮田

T E L：096(333)2673（直通）

F A X：096(384)1509

E-mail：miyata-a-d@pref.kumamoto.lg.jp



平成30年6月

保護者の皆様へ

熊本県教育委員会  
熊本県公立高等学校PTA連合会  
熊本県特別支援学校PTA連合会

### 県立学校における働き方改革に向けた取組への御理解と御協力について

保護者の皆様には、日頃より本県の教育に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

県教育委員会では、21世紀を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくため、「学校における働き方改革」を推進しています。

その一環として、平成29年11月に各県立学校に対して依頼文を发出し、「まずはできるところから着手する」という考え方のもと、各学校において取組を進めていただいているところです。

文部科学省では、生徒指導や進路指導などに加え、補習指導や部活動に関わる時間が長く、授業準備等の時間の確保が難しい状況であることから、運動部活動のガイドライン作成や専門的な人材の参画など、更に取組が進められています。

本県においても、学校における働き方改革は、くまもとの教育の質の向上を支えるものであり、家庭・地域・学校の三者が連携・協働して児童生徒の成長を支えていくために必要です。

つきましては、家庭と学校と地域が果たすそれぞれの役割を確認し、相互に協力して児童生徒を支え、育てていくため、県教育委員会、県公立高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会が連携し、以下の取組を進めてまいりますので、保護者の皆様の御理解・御協力をお願いいたします。

#### 1 県立学校では、夏休み等に学校閉庁日の設定を進めます。

・8月11日から8月15日までのうち原則3日間以上（平成30年度）

#### 2 県立学校では、運動部活動の指針の徹底を進めます。

文化部活動についても、当面、運動部活動の指針に準じた取組を進めます。

	高等学校	中学校
1週間の練習日	原則6日以内	5日以内 ※平日1日以上、週末（土曜及び日曜）1日以上計2日以上を休養日
平日の練習時間	原則3時間以内	長くとも2時間程度
土日祝日、長期休業中の練習時間	原則4時間以内	長くとも3時間程度 ※毎月第1日曜は完全休養日（家庭の日）

#### 3 県立学校では、勤務時間外において、児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急時を除き、留守番電話などによる保護者等への対応を進めますので、御理解と御協力をお願いします。

<参考>

出典：厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署「脳・心臓疾患の労災認定」

### 認定要件3『長期間の過重業務』

著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認められるか否かについては、業務量、業務内容、作業環境等具体的な負荷要因を考慮し、同僚等にとっても、特に過重な身体的、精神的負荷と認められるか否かという観点から、客観的かつ総合的に判断します。

業務の過重性の具体的な評価に当たっては、疲労の蓄積の観点から、労働時間のほか、①不規則な業務、②拘束時間の長い業務、③出張の多い業務、④交替制勤務・深夜勤務、⑤作業環境（温度環境・騒音・時差）、⑥精神的緊張を伴う業務の負荷要因について十分検討することとなっています。

#### 【労働時間の評価の目安】

疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられる労働時間に着目すると、その時間が長いほど、業務の過重性が増すところであり、具体的には、発症日を起点とした1か月単位の連続した期間をみて、

- ① 発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いと評価できること
- ② おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症の関連性が徐々に強まると評価できること
- ③ 発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

を踏まえて判断します。

注) 1. ①の場合の「発症前1か月間ないし6か月間」は、発症前1か月間、発症前2か月間、発症前3か月間、発症前4か月間、発症前5か月間、発症前6か月間のすべての期間をいいます。

2. ③の場合の「発症前2か月間ないし6か月間」は、発症前2か月間、発症前3か月間、発症前4か月間、発症前5か月間、発症前6か月間のいずれかの期間をいいます。

## 県立学校における 働き方改革のためのメッセージ

私たちは、21世紀を生き抜く児童生徒に必要な資質・能力を高める教育を一層行っていくため、「今できることから直ちに取り組む」という考え方のもと、『学校における働き方改革』を推進しています。

学校における働き方改革は、くまもとの教育の質の向上を支えるものであり、家庭・地域・学校の三者が連携・協働して児童生徒の成長を支えていくためにも必要です。

家庭と地域と学校が相互に協力して児童生徒を支え、育んでいくため、県教育委員会、県公立高等学校PTA連合会及び県特別支援学校PTA連合会は、下記の取組を連携して進めてまいります。

- ① **夏休み等における学校閉庁日の設定**
- ② **運動部活動の指針の徹底  
文化部活動も当面、運動部活動の指針に準じる**
- ③ **勤務時間外において、児童生徒の生命や安全に関わる重大事態などの緊急時を除き、留守番電話などによる保護者等への対応**

平成30年6月

熊本県教育委員会  
熊本県公立高等学校PTA連合会  
熊本県特別支援学校PTA連合会